

11
(2)

I-0411

歌亞局

公第三〇號

昭和十年一月二十一日

在オデッサ

領事 平 用



外務大臣 廣 田 弘 毅 殿

當市劇場ノ坐席振當ニ關スル件

當地ニハ「ウクライナ」語ノミヲ以テ演スル「オペラ」(「パレツト」モ含ム)、「ウクライナ」語、露語及猶太語ヲ以テスル劇場各一アツテ夏期以外ノ「シーズン」ハ大抵毎日興行セリ右何レノ劇場ニテモ「ロージユ」及「パールテール」ノ優良坐席ハ「シーズン」ヲ通シ主トシテ某々工場「ウダルニツク」及軍人ニ

在オデッサ日本領事館

昭和拾年貳月拾八日接受

名 久 幸 街 及 演 劇 分 局

振當ラレ其殘餘ノ部分モ勞働者ニ優先的ニ安價ニ販賣セラル從テ當地駐在ノ外國領事館員ハ勿論工場勞働者勤務人軍人以外ノ者カ「ロージユ」又ハ「パールテール」ヲ買ハントスルモ偶坐席ノ有權者タル「ウダルニツク」カ缺席スル場合ニ限り可能ニシテ今日迄ノ經驗ニ依ルニ斯ノ如キ場合稀ナリ依テ數名並ヘル坐席ナトハ買ヒ得ルコトナク常ニ若干ノ缺席者ノ補充トシテ而モ開演當日ニ販賣セラル、ノミナリ「ウダルニツク」等ニ坐席振當ニ關シ毎「シーズン」初メ市及州執行委員會員ヲ多數トスル演劇委員カ過去ノ工場成績如何ヲ審議シ其優劣ニ依リ坐席ノ上下ヲ決定ス偶莫斯科「レーニングラド」等ヨリ來タル知名ノ役者音樂家アル場

在オデッサ日本領事館

分類 工. 9. 0. 1

合若クハ活動寫眞館ニテモ優良「フィルム」ノ映畫アル場合初メ數日間ハ一般公衆ヲ除外シ「ウダルニツク」及軍人等ノミニ限ルコト
展アリ

右報告申進ス

本信寫送付先 在蘇大使

在オデッサ日本領事館

I-0411

歌姫局
昭和拾年參月拾六日接受

1件
2月15日
在オデッサ

機密公第六一號

昭和十年二月十九日

在オデッサ

領事 平田



外務大臣 廣田 弘毅 殿

露語劇場ニ關スル件

當市各種劇場ノ優良坐 席振當方ニ關シテハ兼ニ及報告置キタル處
今回偶々露語ヲ以テ演スル唯一ノ劇場タル「ルスキイ・テアトル」
ノ「ロージユ」ヲ買ハントセル處全部「ロージユ」ハ本「シーズン」
「ヲ通シ「マルチ」工場（造船所）ノ「ウダルニキ」ニ振當ラレ
ノ空席ナシトノコトナリ

在オデッサ日本領事館

1.9.0.1

「オペラ」ハ「ウクライナ」語ノミヲ以テ演スルモ劇ノ性質上語其
モノニ重キヲ置カス從ツテ外國人ノ觀覽者アルヲ考慮シタル爲メカ
最惡ノ「ロージユ」一、ニヲ全「シーズン」ヲ通シテ工場ニ割當テ
サルヲ以テ偶々購入シ得ル機會アリ前記「ルスキイ・テアトル」ニ
至リテハ露語ニテ露西亞劇ヲ演スルヲ以テ觀客ハ「オペラ」ヨリモ
多ク且劇場モ左程大ナラサル爲メ「ロージユ」ハ素ヨリ「パールテ
ール」ノ優良坐席全部ニ至ル迄労働者ニ振當テラレ居ル次第ナリ
右不取敢報告ス
本信寫送付先 在蘇大使

在オデッサ日本領事館

I-0411